

議会基本条例の推進項目の検証

～令和2年度～



令和3年3月19日

中津市議会 議会運営委員会

議会基本条例の推進項目の検証（令和２年度）

令和３年３月１９日
議会運営委員会確認

（経過と目的）

中津市議会では、平成２８年３月に議会基本条例を制定し、議会運営委員会において、前任期の平成３０年２月より議会基本条例第２４条に基づく検証を始め、平成３０年６月に「中津市議会基本条例の検証と推進等に関する報告書」、その後、平成３１年３月に「議会基本条例推進のまとめ～次期改選後の取り組み～」をまとめた。

今回、改選後の２年目となる令和２年度において前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたものについて推進項目の検証を行った。

議会基本条例に基づく政策議会の実現に向け、議会各機関においては積極的な取り組みと速やかな検討を申し送るため、議会運営委員会において確認する。

評価（Ａ：十分達成された　Ｂ：概ね達成された　Ｃ：改善が必要
Ｄ：今後努力を要する　Ｅ：評価の該当なし）

■会長会

①管理番号１

【見出し】議長・副議長の立候補「所信表明制度」の検討

【改選後の取り組み】

- ・「議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明実施要領」を策定。
- ・令和元年５月１３日の臨時会で議長及び副議長選挙にて所信表明会を実施。
- ・令和２年３月２３日の定例会で副議長選挙にて所信表明会を実施。

【検証結果】

評価：Ｂ

- ・ネット中継を実施し、市民に公開する。

②管理番号２

【見出し】財政等の研修会の開催

【改選後の取組み】

- ・実施には至っていないが、一部の会派にて年1回研修会を行っている。

【検証結果】

評価：D

- ・全議員を対象とした研修会の必要性の有無を会長会で協議する。

③管理番号3

【見出し】 財政等の研修会の開催（財政以外の研修会）

【改選後の取組み】

- ・実施には至っていない。

【検証結果】

評価：D

- ・全議員を対象とした研修会の必要性の有無を会長会で協議する。

④管理番号4

【見出し】 財政等の研修会の開催（防災・災害対応の研修会）

【改選後の取組み】

- ・令和元年7月5日「避難勧告に関するガイドライン改正に伴う警戒レベルの運用に係る研修会（講師：防災危機管理課長）」を開催。
- ・令和2年8月19日「台風・豪雨時の避難所開設基準、新型コロナに係る避難所運営について（講師：防災危機管理課長）」を開催

【検証結果】

評価：B

- ・8月19日防災研修実施したように、年1回実施する。

⑤管理番号5

【見出し】 条例、申し合わせ事項等の不断の見直し

【改選後の取組み】

- ・適正に行っている。

【検証結果】

評価：B

- ・さらに市民に分かりやすい開かれた議会運営となるように努める。

⑥管理番号6

【見出し】 政務活動費制度の適正な運用

【改選後の取組み】

・政務活動費の収支報告書、視察研修報告書、領収書をインターネットで公開。

【検証結果】

評価：A

・適正に行われている。

⑦管理番号7

【見出し】 政務活動費制度の適正な運用（会派の視察報告）

【改選後の取組み】

- ・各会派の視察項目を全員協議会で簡潔に報告している。
- ・各会派の視察報告書（資料）を図書室で閲覧できるようにする予定。

【検証結果】

評価：B

・全員協議会での視察報告のあり方を検討する。

■議会運営委員会

①管理番号8

【見出し】 議会基本条例の検証のあり方

【改選後の取組み】

- ・令和2年度に検証

【検証結果】

評価：B

・全体的な検証は4年に1回、中間年は積み残し課題の検証を行う。

②管理番号9

【見出し】 議会基本条例の検証のあり方（外部評価制度）

【改選後の取組み】

- ・外部評価制度の導入には至ってない。

【検証結果】

評価：D

・外部評価の必要性を検討すべきでは

③管理番号10

【見出し】 議会説明資料等の充実（予算関係）

【改選後の取組み】

- ・執行部に申し入れを行い、当初予算に限らず定例記者会見の前には議会へ記

者会見資料を提出するようになった。

【検証結果】

評価：B

- ・タブレットの活用を行い、予算説明資料や政策説明資料を適宜議員に配布してもらおう。

④管理番号11

【見出し】 議会説明資料等の充実（政策形成過程）

【改選後の取組み】

- ・実施には至ってない。

【検証結果】

評価：C

- ・政策形成過程の資料を求めることによって、その論点や争点を明確にし、より政策水準を高めることにつながる。（7/28の全員協議会での詳細な資料提供があった）

⑤管理番号12

【見出し】 自由討議の活性化

【改選後の取組み】

- ・議員相互間の自由討議のフローチャートに基づき、本会議で実施。自由討議により、令和元年7月24日「通学路等の安全対策について」の要望書を市長に提出。
- ・令和2年7月3日「新型コロナウイルス感染症から子どもの命や学びを守るとともに、子どもに向き合う教職員の命や健康を守ることを求める決議」を決議する。

【検証結果】

評価：B

- ・自由討議がより活発な議論となるよう、そのありよう（テーマの設定の仕方、時間、進め方、各委員会からの提案など）について検討を行う。

⑥管理番号13

【見出し】 条例、申し合わせ事項等の不断の見直し

【改選後の取組み】

- ・「中津市議会手話通訳等実施要領」を作成し、本会議で手話通訳者等の配置が行えるようにした。

【検証結果】

評価：B

- ・必要に応じて検討していく。

⑦管理番号14

【見出し】政策議会の実現の取組み（議員提案条例）

【改選後の取組み】

- ・指針は定めたが、政策的議員提案条例の制定には至っていない。

【検証結果】

評価：C

- ・政策的議員提案条例の制定に向けた調査研究を進めるとともに、政策研究会の充実を図る。

⑧管理番号15

【見出し】政策議会の実現の取組み（行政評価システムの導入）

【改選後の取組み】

- ・実施には至ってない。

【検証結果】

評価：E

- ・執行部に対し、行政評価システム導入の検討を求める。

⑨管理番号16

【見出し】一般質問、議案質疑、代表質問制度の充実（質問時間）

【改選後の取組み】

- ・適正に行っている。

【検証結果】

評価：B

- ・適正に行われている。

⑩管理番号17

【見出し】一般質問、議案質疑、代表質問制度の充実（反問権）

【改選後の取組み】

- ・議会運営委員会の先進地視察を経て協議を進めることとなったが、実施には至っていない。

【検証結果】

評価：E

- ・現行の範囲内で行う。

⑪管理番号 1 8

【見出し】 一般質問、議案質疑、代表質問制度の充実

【改選後の取組み】

- ・ 議論がかみ合うよう、議員・執行部にそれぞれ要請

【検証結果】

評価：C

- ・ 議論がかみ合うよう、議員・執行部にそれぞれが努力する。

⑫管理番号 1 9

【見出し】 常任委員会制度の充実

【改選後の取組み】

- ・ 3月議会の最終日に委員の改選を行っている。
- ・ 定例会ごとの予備日の設定については出来ていない。

【検証結果】

評価：B

- ・ 委員会の日程に予備日の設定することを検討する。

⑬管理番号 2 0

【見出し】 事務調査制度の活用

【改選後の取組み】

- ・ 「常任委員会の所管事務調査マニュアル」により適正に行っている。

【検証結果】

評価：B

- ・ 概ね達成されている。

⑭管理番号 2 1

【見出し】 参考人制度、公聴会制度の適正な運用

【改選後の取組み】

- ・ 議会運営委員会の先進地視察を経て開催要項の整備を進めることとなったが、整備には至っていない。

【検証結果】

評価：D

- ・ 開催要項の整備検討を行う。

⑮管理番号 2 2

【見出し】 議会図書室の充実

【改選後の取組み】

- ・小幡記念図書館からの「団体借入れコーナー」を設け、定例会ごとに図書の入替えを行う。

【検証結果】

評価：B

- ・概ね達成できた。

⑩管理番号 2 3

【見出し】 常任委員会のインターネット中継

【改選後の取組み】

- ・実施には至ってない。

【検証結果】

評価：D

- ・実施の是非等幅広い検討が必要。

■ 広報広聴委員会

①管理番号 2 4

【見出し】 議会だよりの充実

【改選後の取組み】

- ・令和 2 年度以降、再検討することとしている。

【検証結果】

評価：C

- ・議会だよりの更なる充実に向けて検討する。

②管理番号 2 5

【見出し】 議会だよりの充実（委員会の審査過程）

【改選後の取組み】

- ・令和 2 年度以降、再検討することとしている。

【検証結果】

評価：D

- ・今後、広報広聴委員会で検討する。

③管理番号 2 6

【見出し】 議会だよりの充実（市民とのつどい等）

【改選後の取組み】

- ・市民との意見交換会時にアンケートをとる。市民とのつどいについては、ワークショップ形式を導入し実施した。

【検証結果】

評価：B

- ・概ね達成されている。

④管理番号27

【見出し】 インターネットの活用

【改選後の取組み】

- ・令和2年度以降、再検討することとしている。

【検証結果】

評価：D

- ・広報広聴委員会でホームページ、インターネットの積極的な活用を検討する。

⑤管理番号28

【見出し】 意見交換会、「市民とのつどい」の開催

【改選後の取組み】

- ・令和2年10月26日（土）、27日（日）に「市民と中津市議会のつどい～みんなでトーク」を開催。参加対象者は子育て中のパパやママ、各小中学校のPTA役員、働く若い世代。

【検証結果】

評価：A

- ・達成されている。

⑥管理番号29

【見出し】 意見交換会、「市民とのつどい」の開催（アンケート調査）

【改選後の取組み】

- ・市民とのつどいの際、アンケートをとるため、アンケート調査は実施しない。

【検証結果】

評価：E

⑦管理番号30

【見出し】 意見交換会、「市民とのつどい」の開催（ワークショップ形式の導入）

【改選後の取組み】

・実施済み

【検証結果】

評価：A

・市民とのつどいにおいて引き続き実施する。

⑧管理番号31

【見出し】意見交換会、「市民とのつどい」の開催（実施要領の見直し）

【改選後の取組み】

・令和2年度以降、再検討することとしている。

【検証結果】

評価：D

・広報広聴委員会で協議する。

⑨管理番号32

【見出し】広聴制度の充実（提案募集）

【改選後の取組み】

・実施しないことを決定した。

【検証結果】

評価：E

⑩管理番号33

【見出し】広聴制度の充実

【改選後の取組み】

・市民とのつどいの際、アンケートをとるため、市民アンケートは実施しない。

【検証結果】

評価：E

■各常任委員会

①管理番号34

【見出し】自由討議による常任委員会の活性化

【改選後の取組み】

・9月18日「with コロナ時代 議会としてできることは～厚生環境委員会として～」を議題とて、厚生環境委員会で自由討議を実施

【検証結果】

評価：C

- ・積極的に取り組むことを委員長だけでなく、委員全員が認識しておく。

②管理番号35

【見出し】自由討議による常任委員会の活性化（テーマの設定）

【改選後の取組み】

- ・テーマ設定を行っての自由討議は実施していないが、付託された議案についての自由討議は1件あった。

※6月12日「議第59号 中津市立中津市民病院及び小児救急センター使用料及び手数料条例の一部改正について」自由討議を行い、修正案を上程

【検証結果】

評価：C

- ・積極的に取り組むことを委員長だけでなく、委員全員が認識しておく。

③管理番号36

【見出し】事務制度調査制度の活用

【改選後の取組み】

- ・適正に行っている。

【検証結果】

評価：B

- ・適正に行われているが、さらなる充実を求める。

④管理番号37

【見出し】行政視察報告会の検討

【改選後の取組み】

- ・実施には至っていない。

【検証結果】

評価：D

- ・委員会の行政視察も全員協議会の中で委員長が報告する。

議会基本条例の推進項目の検証（令和2年度） ※前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたもの

評価（A：十分達成された B：概ね達成された C：改善が必要 D：今後努力を要する E：評価の該当なし）

検討結果	管理番号	所管	見出し	項目	取組み方針	改選後の取組み	決定事項	少数意見
実施	1	会長会	議長・副議長の立候補「所信表明制度」の検討	◎☆会長会において、議長・副議長の立候補の所信表明制度の導入について検討する。（第5条第1項）	・来期の議長・副議長選挙から所信表明制度を導入する。 ・所信表明の手続きについては、時間制限等の具体的な要領等の整備を行う。今後、各会派で具体的な案をだしてもらい、今任期中に要領等の決定を行う。	「議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明実施要領」を策定。 令和元年5月13日の臨時会で議長及び副議長選挙にて所信表明会を実施。 令和2年3月23日の定例会で副議長選挙にて所信表明会を実施。	B ネット中継を実施し、市民に公開する	・ネット中継実施は必要ではない。 会長会での実施要項の変更が必要であり、会長会で協議。 ・選挙が行われる本会議で所信表明を行う
実施	2	会長会	財政等の研修会の開催	☆会長会において、全議員を対象とした財政状況や予算書の作り方、見方の研修会の開催を検討する。また、各会派においても同様の研修会を実施する。（第2条第1項）	・財政に関する学習会を会長会主催で行う。 ・開催時期等を含めて、各会派で具体的な案を出してもらい、意見集約する。	実施には至っていないが、一部の会派にて年1回研修会を行っている。	D 全議員を対象とした研修会の必要性の有無を会長会で協議する。	・全議員を対象とした研修会を開催する。
実施	3	会長会	財政等の研修会の開催	★会長会において、議員研修計画を立てるとともに、必要に応じて開催をする。（第13条第1項）	・財政以外の研修会については、必要に応じて、会長会主催で開催する。研修内容については、会長会で決定する。	実施には至っていない。	D 全議員を対象とした研修会の必要性の有無を会長会で協議する。	・全議員を対象とした研修会を開催する。

議会基本条例の推進項目の検証（令和2年度） ※前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたもの

評価（A：十分達成された B：概ね達成された C：改善が必要 D：今後努力を要する E：評価の該当なし）

検討結果	管理番号	所管	見出し	項目	取組み方針	改選後の取組み	決定事項	少数意見
実施	4	会長会	財政等の研修会の開催	★会長会にて、中津市議会災害対策会議設置規程等に基づき、訓練及び研修会等を実施する。（第21条）	<ul style="list-style-type: none"> ・会長会が主催で防災（災害対応）に関する研修会を実施する。※会長会（議会）主体での防災訓練は行わない。 ・各会派の会長より会派の議員に、市が行う防災訓練や防火訓練とともに、各々の地域の防災訓練に積極的に参加するよう声かけを行う。 	令和元年7月5日「避難勧告に関するガイドライン改正に伴う警戒レベルの運用に係る研修会（講師：防災危機管理課長）」を開催。	B 8月19日防災研修実施したように、年1回実施する。	・実施内容の再考が必要。
実施	5	会長会	条例、申し合わせ事項等の不断の見直し	☆議会運営委員会及び会長会等において、市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めるとともに、引き続き、条例改正や申し合わせ事項等の見直しを積極的に進める。（第2条第4項）	・現状どおり行う。	適正に行っている。	B さらに市民に分かりやすい開かれた議会運営となるように努める。	
実施	6	会長会	政務活動費制度の適正な運用	☆会長会にて、政務活動費の収支報告、視察研修報告書の公表方法・内容について、インターネット公開を含めて検討を行う。（第18条第1、2項）	・今後も引き続き、適正に行う。	政務活動費の収支報告書、視察研修報告書、領収書をインターネットで公開。	A 適正に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ・用途の範囲の見直し ・成果物の共有をはかれるよう

議会基本条例の推進項目の検証（令和2年度） ※前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたもの

評価（A：十分達成された B：概ね達成された C：改善が必要 D：今後努力を要する E：評価の該当なし）

検討結果	管理番号	所管	見出し	項目	取組み方針	改選後の取組み	決定事項	少数意見
改選後再検討	7	会長会	政務活動費制度の適正な運用	☆会長会にて、会派の視察研修が、活かされるような視察研修報告書及び議会報告のあり方について検討を行う。（第4条）	<ul style="list-style-type: none"> 会派の視察研修で、視察先の内容が全議員で情報共有した方が良いと思うものについては、全員協議会で簡潔に報告する。 会派の視察報告書（資料）を図書室で閲覧できるようにすることと、会派の視察報告会の実施については、来期検討する。 	各会派の視察項目を全員協議会で簡潔に報告している。各会派の視察報告書（資料）を図書室で閲覧できるようにする予定。	B 全員協議会での視察報告のあり方を検討する。	
実施	8	議会運営委員会	議会基本条例の検証のあり方	◎☆議会運営委員会において、議会基本条例の検証期間と方法、検証シートの作成の検討を行う。（第24条）	検証の仕方は現行の方法に則り、2年に1回、偶数年（4月～）に検証し、改善を行っていく。	現在、検証中	B 全体的な検証は4年に1回、中間年は積み残し課題の検証を行う。	・現行の通り2年1回検証して改善を図る
実施	9	議会運営委員会	議会基本条例の検証のあり方	◎☆議会運営委員会において、議会基本条例の検証について、外部評価制度の必要性の有無と、あり方を検討する。（第24条）	<ul style="list-style-type: none"> 市民目線に立った議会改革の取り組みを今後も引き続き推進し、次期改選以降に知見の活用を含めた外部評価制度について十分に検討する。また、広報活動についても充実させ、市民に広く周知する。 	外部評価制度の導入には至ってない。	D 外部評価の必要性を検討すべきでは	・外部評価の必要なし

議会基本条例の推進項目の検証（令和2年度） ※前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたもの

評価（A：十分達成された B：概ね達成された C：改善が必要 D：今後努力を要する E：評価の該当なし）

検討結果	管理番号	所管	見出し	項目	取組み方針	改選後の取組み	決定事項	少数意見
実施	10	議会運営委員会	議会説明資料等の充実	☆議会運営委員会にて、予算説明資料、政策説明資料の内容について検討し、執行部と調整を行う。（第2条第1項、第9条）	・議会毎の説明資料は当初予算並みの資料を揃えてもらうことと、記者会見するほど重要なことについては議員にも提出することを要求する。	執行部に申し入れを行い、当初予算に限らず定例記者会見の前には議会へ記者会見資料を提出するようになった。	B タブレットの活用を行い、予算説明資料や政策説明資料を適宜議員に配布してもらう。	・資料配布だけでなく、説明会を実施
実施	11	議会運営委員会	議会説明資料等の充実	★議会運営委員会にて、事前説明を求める事項、項目、説明時期と方法について検討する。（第8条第1項）	・重要な事項についての事前説明を求めることを今後も検討し、地方自治法第96条第2項の範囲についても検討する。	実施には至ってない。	C 政策形成過程の資料を求めることによって、その論点や争点を明確にし、より政策水準を高めることにつながる。（7/28の全員協議会での詳細な資料提供があった）	・執行部と議会の信頼関係の下、充実した内容説明ができるよう努力が必要。
実施	12	議会運営委員会	自由討議の活性化	☆議会運営委員会にて、「自由討議」の運用改善に努めるとともに、議題を出しやすいように、テーマ提案用紙（ひな形）の作成等を検討する。（第2条第2項）	・テーマについて、討議を活性化するため、十分な周知期間を置く。定例会最終日の議運にて、次の定例会の自由討議・議題提出の当番会派を告知する。当番会派は、次の定例会前の議運の前日の正午まで「自由討議テーマ提案書」を事務局へ提出する。なお、説明資料（A4両面3枚程度まで）は、一般質問最終日の前日までに準備し、事務局へ提出する。 定例会前の議運にて、自由討議・議題提出の当番会派の提案を受け、開会日散会後の議運で決をとる。議会中に議論された案件についての議題提出は、一般質問終了後、一旦休憩して、10分後に議会運営委員会を開催し協議する。 本会議自由討議における発言が、すべての議員に行き渡るよう、補足説明は5分程度、1人当たりの発言持ち時間は、1回につき概ね3分以内とする。 なお、この運用は平成30年第4回定例会より開始する。	議員相互間の自由討議のフローチャートに基づき、本会議で実施。自由討議により、令和元年7月24日「通学路等の安全対策について」の要望書を市長に提出。 令和2年7月3日「新型コロナウイルス感染症から子どもの命や学びを守るとともに、子どもに向き合う教職員の命や健康を守ることを求める決議」を決議する。	B 自由討議がより活発な議論となるよう、そのありよう（テーマの設定の仕方、時間、進め方、各委員会からの提案など）について検討を行う。	・各委員会からの提案も必要である ・当番会派の提案は取り上げる

議会基本条例の推進項目の検証（令和2年度） ※前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたもの

評価（A：十分達成された B：概ね達成された C：改善が必要 D：今後努力を要する E：評価の該当なし）

検討結果	管理番号	所管	見出し	項目	取組み方針	改選後の取組み	決定事項	少数意見
実施	13	議会運営委員会	条例、申し合わせ事項等の不断の見直し	☆議会運営委員会及び会長会等において、市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めるとともに、引き続き、条例改正や会議規則、申し合わせ事項等の見直しを積極的に進める。（第2条第4項）	・今後も、議会運営委員会及び会長会等において、市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めるとともに、引き続き、条例改正や会議規則、申し合わせ事項等の見直しを積極的に進めていく。	「中津市議会手話通訳等実施要領」を作成し、本会議で手話通訳者等の配置が行えるようにした。	B 必要に応じて検討していく。	
実施	14	議会運営委員会	政策議会の実現の取組み	★議員提案による条例の制定に向け、各議員、会派、常任委員会、政策研究会等で調査研究を行うとともに、議会運営委員会において具体的な策定手続き等の検討を行う。（第3条第6項）	・政策的議員提案条例制定の推進指針を定め、推進指針に基づき、政策議会の実現に取り組んでいく。	指針は定めたが、政策的議員提案条例の制定には至っていない。	C 政策的議員提案条例の制定に向けた調査研究を進めるとともに、政策研究会の充実を図る。	・積極的に行えるよう研修する
実施	15	議会運営委員会	政策議会の実現の取組み	★議会運営委員会にて、重要な政策等については、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるために、具体的な方法を検討する。（第8条第2項）	・他の自治体を参考に、行政評価システムの導入を議長を通じて市に求めていくと共に議会としても研究していく。	実施には至っていない。	E 執行部に対し、行政評価システム導入の検討を求める。	・行政評価システムの導入の必要性の有無を議会として確認が先。 ・実行すること！

議会基本条例の推進項目の検証（令和2年度） ※前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたもの

評価（A：十分達成された B：概ね達成された C：改善が必要 D：今後努力を要する E：評価の該当なし）

検討結果	管理番号	所管	見出し	項目	取組み方針	改選後の取組み	決定事項	少数意見
実施	16	議会運営委員会	一般質問、議案質疑、代表質問制度の充実	☆議会運営委員会にて、より効果的な論議が行われるよう、一般質問、議案質疑の質問時間及び答弁時間等のあり方を検討する。（第7条第1項）	・来期から、一般質問の持ち時間を質問時間のみ25分とする。議案質疑は現状どおりの質疑時間とする。	適正に行っている。	B 適正に行われている。	・議案質疑のルールの徹底 ・議案質疑をもっと活発に。議案質疑も持ち時間制とし、時間短縮をしない。
改選後再検討	17	議会運営委員会	一般質問、議案質疑、代表質問制度の充実	★議会運営委員会にて、反問権のあり方について検討する。（第7条第2項）	・反問権については、質問の仕方、答弁のあり方も含め、次期改選以降、十分検討し、要綱等を定めることを検討していく。	議会運営委員会の先進地視察を経て協議を進めることとなったが、実施には至っていない。	E 現行の範囲内で行う。	・質問の確認 ・今期で方向性を出し、次期で実施を検討
実施	18	議会運営委員会	一般質問、議案質疑、代表質問制度の充実	★議会運営委員会にて、一般質問、代表質問、自由討議のあり方について随時協議を行い、改善していくとともに、各議員は政策提言や政策形成につながる一般質問等に努める。（第12条）	・議会基本条例の趣旨に基づいた、代表質問、一般質問、議案質疑につながるよう実施要綱を作成し、議会運営委員会の委員より会派議員への徹底を行う。	議論がかみ合うよう、議員・執行部にそれぞれ要請	C 議論がかみ合うよう、議員・執行部にそれぞれが努力する。	

議会基本条例の推進項目の検証（令和2年度） ※前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたもの

評価（A：十分達成された B：概ね達成された C：改善が必要 D：今後努力を要する E：評価の該当なし）

検討結果	管理番号	所管	見出し	項目	取組み方針	改選後の取組み	決定事項	少数意見
実施	19	議会運営委員会	常任委員会制度の充実	<p>★議会運営委員会にて、常任委員会制度の充実に向けて、下記参考意見を踏まえ検討を行う。（第11条第1項）</p> <p>（専門性を高めるために、常任委員会の任期2年制の導入）、（常任委員会の2日間の開催）（次期委員会の構成と、3常任委員会の場合の委員会日程の決定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会の任期は、1年とし、3月議会の最終日に改選する。ただし、再任は妨げない。 ・議会運営委員会、広報広聴委員会の任期も1年とし、同じく3月議会の最終日に改選する。 ・来期の改選後から、常任委員会における十分な審議時間を確保するため、各定例会毎に予備日を設けることについて、3月議会までに検討・決定する。なお、事務局においても整理・検討する。 	<p>3月議会の最終日に委員の改選を行っている。</p> <p>各定例会ごとの予備日の設定については出来ていない。</p>	<p>B</p> <p>委員会の日程に予備日の設定することを検討する。</p>	
実施	20	議会運営委員会	事務調査制度の活用	<p>★議会運営委員会、もしくは各常任委員会にて事務調査のあり方について検討する。（第11条第4項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査権の解釈と認識の見直しを行い、今後、新解釈での委員会、委員協議会での協議事項での振り分け一覧とフローチャートの作成を行う。 	<p>「常任委員会の所管事務調査マニュアル」により適正に行っている。</p>	<p>B</p> <p>概ね達成されている。</p>	
改選後再検討	21	議会運営委員会	参考人制度、公聴会制度の適正な運用	<p>★議会運営委員会にて、参考人制度、公聴会制度の具体的な運用方法（参考人等の手当て規定など）について検討する。（第11条第2項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人制度実施要綱及び広聴会開催要項を定め、改選後の議会運営委員会において、先進地視察などを経て、運用を行う。 	<p>議会運営委員会の先進地視察を経て開催要項の整備を進めることとなったが、整備には至っていない。</p>	<p>D</p> <p>開催要項の整備検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き検討

議会基本条例の推進項目の検証（令和2年度） ※前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたもの

評価（A：十分達成された B：概ね達成された C：改善が必要 D：今後努力を要する E：評価の該当なし）

検討結果	管理番号	所管	見出し	項目	取組み方針	改選後の取組み	決定事項	少数意見
改選後再検討	22	議会運営委員会	議会図書室の充実	★議会運営委員会にて、議会図書室のあり方及びタブレットの活用を見越した利用促進について先進地視察等を行い検討する。（第16条）	・改選後に議会運営委員会で、先進地視察等を行い、情報通信技術推進特別委員会の取り組みを踏まえ、議会図書室の有効活用について、研究していく。	小幡記念図書館からの「団体借入れコーナー」を設け、定例会ごとに図書の入替えを行う。 現在まで、26冊の図書を貸し出し。	B 概ね達成できた。	
改選後再検討	23	議会運営委員会	常任委員会のインターネット中継	◎★議会運営委員会にて、常任委員会のインターネット中継の実施を検討する。（第2条第3項）	・次期改選後、常任委員会のインターネット中継の必要性も含めて検討を行う。（新潟県柏崎市及び新庁舎建替え時でない時期に導入した先進地視察の視察を行う）	実施には至ってない。	D 実施の是非等幅広い検討が必要。	
改選後再検討	24	広報広聴委員会	議会だよりの充実	★広報広聴委員会にて、議会だよりの更なる充実について検討する。（第2条第3項） ・議決や審査、議会活動の経緯や理由の説明などの掲載	・今後も広報広聴委員会として、引き続き前向きに検討して行く。 ・「議会だよりの掲載要領（ルール）」を作成する。	令和2年度以降、再検討することとしている。	C 議会だよりの更なる充実に向けて検討する。	・議案質疑の掲載再開を検討する

議会基本条例の推進項目の検証（令和2年度） ※前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたもの

評価（A：十分達成された B：概ね達成された C：改善が必要 D：今後努力を要する E：評価の該当なし）

検討結果	管理番号	所管	見出し	項目	取組み方針	改選後の取組み	決定事項	少数意見
改選後再検討	25	広報広聴委員会	議会だよりの充実	★広報広聴委員会にて、議会だよりで、委員会審査の過程等の掲載を行う。（第11条第3項）	・今後も広報広聴委員会として、引き続き前向きに検討して行く。 ・「議会だよりの掲載要領（ルール）を作成する。	令和2年度以降、再検討することとしている。	D 今後、広報広聴委員会で検討する。	
改選後再検討	26	広報広聴委員会	議会だよりの充実	★広報広聴委員会にて、議会だよりの見直しとアンケート調査を実施し反映させるとともに、市民とのつどいの今後の開催方法について検討する。（第14条）	・今後も広報広聴委員会として、引き続き前向きに検討して行く。	市民との意見交換会時にアンケートをとる。市民とのつどいについては、ワークショップ形式を導入し実施した。	B 概ね達成されている。	・概ね達成されているが、更なる改善が必要。
改選後再検討	27	広報広聴委員会	インターネットの活用	★広報広聴委員会にて、ホームページ、インターネットの積極的な活用の検討をする。（第2条第3項） （議会の各種会議、視察内容のリアルタイムでのアップを、議会事務局と事務的協議を進め検討を行う。） （SNS等の検討は、その効果を検証するとともに、議会事務局と事務的協議を行う。）	・今後も広報広聴委員会として、引き続き前向きに検討して行く。	令和2年度以降、再検討することとしている。	D 広報広聴委員会でホームページ、インターネットの積極的な活用を検討する。	・ケーブルTVでの議長の議会報告は、広報委員会で検討を経ること

議会基本条例の推進項目の検証（令和2年度） ※前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたもの

評価（A：十分達成された B：概ね達成された C：改善が必要 D：今後努力を要する E：評価の該当なし）

検討結果	管理番号	所管	見出し	項目	取組み方針	改選後の取組み	決定事項	少数意見
改選後再検討	28	広報広聴委員会	意見交換会、「市民とのつどい」の開催	★広報広聴委員会にて、引き続き市民、団体等との意見交換会等の開催に取り組む。（第11条第3項）	・今後も広報広聴委員会として、引き続き前向きに検討して行く。	令和2年10月26日（土）、27日（日）に「市民と中津市議会 のつどい～みんなでトーク」を開催 参加対象者は子育て中のパパやママ、各小中学校のPTA役員、働く若い世代。	A 達成されている。	・令和元年度の実施内容はよかった。 引き続き充実した意見交換会の実施に努める。
改選後再検討	29	広報広聴委員会	意見交換会、「市民とのつどい」の開催	★広報広聴委員会にて、議会だよりの見直しとアンケート調査を実施し反映させるとともに、市民とのつどいの今後の開催方法について検討する。（第14条）	・今後も広報広聴委員会として、引き続き前向きに検討して行く。	市民との集いの際、アンケートをとるため、アンケート調査は実施しない。	E	・アンケート調査の実施においては、内容を十分に検討する。
改選後再検討	30	広報広聴委員会	意見交換会、「市民とのつどい」の開催	◎★広報広聴委員会で、市民との意見交換会にワークショップ形式を取り入れることを検討する。（第14条）	・今後も広報広聴委員会として、引き続き前向きに検討して行く。	実施済み	A 市民とのつどいにおいて引き続き実施する。	・令和元年度の実施内容はよかった。 引き続き充実した意見交換会の実施に努める。

議会基本条例の推進項目の検証（令和2年度） ※前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたもの

評価（A：十分達成された B：概ね達成された C：改善が必要 D：今後努力を要する E：評価の該当なし）

検討結果	管理番号	所管	見出し	項目	取組み方針	改選後の取組み	決定事項	少数意見
改選後再検討	31	広報広聴委員会	意見交換会、「市民とのつどい」の開催	◎★広報広聴委員会にて、「中津市議会報告会及び意見交換会（市民と中津市議会とのつどい）実施要領」の見直しと、広報広聴委員会要領の制定を検討する。（第14条）	・今後も広報広聴委員会として、引き続き前向きに検討して行く。	令和2年度以降、再検討することとしている。	D 広報広聴委員会で協議する。	
改選後再検討	32	広報広聴委員会	広聴制度の充実	◎★広報広聴委員会で、市民参加の議会とするため議会意見箱の設置やホームページからの提案募集を行うことを検討する。（第14条）	・今後も広報広聴委員会として、引き続き前向きに検討して行く。	実施しないことを決定した。	E	・実施することを再検討する。
改選後再検討	33	広報広聴委員会	広聴制度の充実	◎★広報広聴委員会で、議会に対する市民アンケートの実施を検討する。（第14条）	・今後も広報広聴委員会として、引き続き前向きに検討して行く。	市民との集いの際、アンケートをとるため、市民アンケートは実施しない。	E	・引き続き検討する。

議会基本条例の推進項目の検証（令和2年度） ※前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたもの

評価（A：十分達成された B：概ね達成された C：改善が必要 D：今後努力を要する E：評価の該当なし）

検討結果	管理番号	所管	見出し	項目	取組み方針	改選後の取組み	決定事項	少数意見
実施	34	各常任委員会	自由討議による常任委員会の活性化	☆各委員長は、常任委員会での自由討議が積極的に行われるよう委員会運営に努め、自由討議の実施要領の共通化を図るとともに、各委員も積極的に参加する。 (第3条第3項)	・実施に向け、努力しているが、テーマの設定のあり方等で定例的な実施に至っていないため、常任委員会の視察結果や各種団体との意見交換会で出された意見の中からテーマ設定を行い実施に向けて努力する。	※9月18日「withコロナ時代 議会としてできることは～厚生環境委員会として～」を議題とて、厚生環境委員会で自由討議を実施	C 積極的に取り組むことを委員長だけでなく、委員全員が認識しておく。	・実効性のある検討が必要。
実施	35	各常任委員会	自由討議による常任委員会の活性化	☆各常任委員会においても、自由討議を積極的に行うよう努める。(第10条第1項及び第2項)	・実施に向け、努力しているが、テーマの設定のあり方等で定例的な実施に至っていないため、来期より、常任委員会の視察結果や各種団体との意見交換会で出された意見の中からテーマ設定を検討する。 必要に応じて、付託された議案に対する自由討議を行うように努める	テーマ設定を行っての自由討議は実施していないが、付託された議案についての自由討議は1件あった。 ※6月12日「議第59号 中津市立中津市民病院及び小児救急センター使用料及び手数料条例の一部改正について」自由討議を行い、修正案を上程	C 積極的に取り組むことを委員長だけでなく、委員全員が認識しておく。	・各委員会から本会議での自由討議のテーマの提案を可能にすべき ・実効性のある検討が必要。
実施	36	各常任委員会	事務制度調査制度の活用	★議会運営委員会、もしくは各常任委員会にて事務調査のあり方について検討する。 (第11条第4項)	・事務調査制度の正しい理解と解釈を改めて確認する。 ・事務調査が必要な案件が生じた際には、制度を活用する。	適正に行っている。	B 適正に行われているが、さらなる充実を求める。	

議会基本条例の推進項目の検証（令和2年度） ※前回の基本条例の検証の検討結果で実施又は改選後再検討としたもの

評価（A：十分達成された B：概ね達成された C：改善が必要 D：今後努力を要する E：評価の該当なし）

検討結果	管理番号	所管	見出し	項目	取組み方針	改選後の取組み	決定事項	少数意見
実施	37	各常任委員会	行政視察報告会の検討	◎☆各委員会で、行政視察をより有意義なものとするため、視察実施後速やかに意見交換や内容を掘り下げるための行政視察報告会の検討を行う。（第3条第5項）	・行政視察終了後、概ね1カ月以内に各委員会で意見交換を実施する。さらにその内容については、必要に応じて次回の議会の中で委員長から報告を行う。	実施には至ってない。	D 委員会の行政視察も全員協議会の中で委員長が報告する。	・実施に向け努力が必要。

【記号の説明】
 ☆：推進項目…検証作業で、意見集約された推進すべき項目
 ★：重点推進項目…検証によって、評価C（改善が必要）またはD（今後努力を要する）の項目で、特に推進すべき項目
 ◎：先進地（兵庫県加西市議会、岡山県井原市議会）視察により、推進すべきとした項目